

お り ほ の 納 税 教 室

漁業や農業など個人事業での収入（不動産収入を含む）がある人へ

●帳簿の記帳について

漁業や農業など個人事業での収入がある人は、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を帳簿に記録（記帳）する必要があるほか、帳簿や請求書・領収書などの書類は一定期間保存することが法律で義務付けられています。1年間に生じた所得金額を正しく計算し、申告するためには、収入と経費に関する事項について「整然と、かつ、明瞭に」帳簿への記録を行いましょう。

●帳簿書類の保存期間

- ・収入金額や必要経費を記載した**帳簿**…7年
- ・請求書や納品書、領収書などの**書類**…5年

●帳簿に記帳する内容

帳簿の様式や種類には、特に定めはありませんが、個々の取引実態に応じて作成する必要があります。「売上」「雑収入など」「仕入」「経費」の区分ごとに ①取引の年月日 ②相手方(支払先)の名称 ③金額などを記載します。なお、「経費」については、申告書と一緒に提出する「収支内訳書」と同様の科目を設定して、帳簿からそのまま転記できるようにすると、申告書の作成を円滑に行うことができます。



《よくある質問》

Q：支払った国民健康保険税や生命保険料、医療費などは帳簿に記帳する必要はありますか？

A：事業に関するもの以外の支出であり、経費としては認められません。そのため、帳簿へ記載する必要はありません。ただし、申告の際に所得控除の対象となる場合がありますので、支払った証明書などは保管のうえ、申告へ持参してください。

Q：ガソリン代や水道光熱費、携帯電話代など、自宅と事業と兼用で使用しているものの経費はどのように計上しますか？

A：全額を経費に算入することはできませんので、事業で使用する割合に応じて あんぶん 按分して帳簿に記帳してください。

例) 事業で7割程度使用している携帯電話料金12,000円 ⇒ 12,000円×70%＝8,400円…経費算入

※按分割合 あんぶん に具体的な定めはありませんが、使用頻度や面積などに応じて合理的かつ客観的に算出しましょう。

医療費控除の申告を受けられる人へ

●医療費控除とは

本人及び生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が一定金額を超える場合、所得金額から差し引くことができる控除です。

申告する際には「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。様式は、1月にお送りする「町県民税申告の手引」のほか、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

なお、「医療費控除の明細書」の作成には、①加入している健康保険から送付される医療費通知（医療費のお知らせ）、②医療費の領収書、③生命保険や高額療養費などで補てんされた金額が分かるものが必要です。

《よくある質問》

Q：ドラッグストアで買ったかぜ薬は、医療費控除の対象になりますか？

A：治療に必要な医薬品の購入費用は対象となります。また、例えば栄養ドリンクやサプリメント、疾病の予防のための予防接種の費用は対象外です。

Q：医療費通知（医療費のお知らせ）はいつ発送されるのですか？

A：加入している健康保険によって時期や記載される診療年月は異なります。なお、申告が始まる時期までには1月から12月までのすべての医療費についてのお知らせが届くものではありませんので、医療費通知に記載がない診療月に支払った分は、領収書から支払った医療費の額を計算してください。

Q：医療費控除は支払った医療費が10万円を超えないと該当しないと聞いたことがあるのですが本当ですか？

A：所得の合計額が200万円以下の人は、所得の合計額の5%を超えた金額が対象となるため、10万円以下でも控除の対象となる場合があります。

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

固定資産税……………第4期
国民健康保険税……………第6期
介護保険料……………第5期
後期高齢者医療保険料…第5期

納付期限
12月1日(月)

口座振替日
11月25日(火)

問 町民税務課 税務係 ☎46-1372

町職員採用試験のお知らせ

町では、令和8年4月1日採用予定の職員を募集します。

●職種・採用予定人数

【上級】保健師……………若干名
【初級】建築……………1名程度
行政……………若干名
行政（障害者）…………若干名
行政（医療事務）…………1名程度

●受験資格

上級	保健師	平成2年4月2日以降に生まれた人で保健師免許を有する人または令和8年3月31日までに取得する見込みのもの
	建築行政	平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人
初級	行政（障害者）	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、障害者手帳の交付を受けていることなどの要件に該当する人
	行政（医療事務）	平成2年4月2日以降に生まれた人で、医療事務関連の資格を有する人

※これらの他にも要件があります。詳しくは、受験案内をご確認ください。

●試験日および会場

職 種	試験日	会場	試験内容
保健師	令和8年1月18日(日) (予定)	南三陸町役場	作文試験、面接
建 築 行 政	第1次試験 令和7年12月14日(日)	南三陸町役場	筆記試験
行政(障害者) 行政(医療事務)	第2次試験 令和8年1月中旬ごろ	南三陸町役場	作文試験、面接

●受付期間

【上級】令和7年11月1日(土)～12月19日(金)
【初級】令和7年11月1日(土)～11月30日(日)

●申込方法 インターネットの専用サイトからお申し込みください。
<https://public-connect.jp/employer/22496>
(QRコードでもアクセス可)
インターネットからの申込みが難しい場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。



問 総務課 人事係 ☎46-1370

南三陸町国民健康保険加入者(40歳～74歳)の皆さまへ

年に1回必ず受診しましょう

無料で！「特定健康診査」まだ間に合います!!



特定健診は、生活習慣病（糖尿病、高血圧、脂質異常症など）と、その前段階であるメタボリックシンドロームの予防や早期発見を目的とした健診です。生活習慣病は、自覚症状なく進み心臓病や脳卒中など命に関わる病気を引き起こします。

1年に1度は特定健診を受診し、自分の健康管理に役立てましょう。

令和8年1月末まで下記指定医療機関での受診が可能です。

料金は「無料」です。まだ集団検診を受診していない人は、ぜひお申し込みください。

指定医療機関【各医療機関へ事前予約が必要です】

- 南三陸町 ・南三陸病院 ・佐藤徹内科クリニック ・歌津八番クリニック
- 気仙沼市 ・猪苗代医院 ・うちクリニック ・大里胃腸科内科婦人科医院
・大友医院 ・おだか医院 ・小野医院 ・小野寺医院 ・小松クリニック
・鈴木医院 ・村岡外科クリニック ・森田医院 ・齋藤外科クリニック
・気仙沼市立病院附属本吉医院 ・すがわら内科クリニック
・もとよしクリニック ・こまつ内科医院 ・南気仙沼内科医院
- 登米市 ・ささはら総合診療科

すでに、集団健診・個別健診・人間ドックを受診した人は、重複して受けることができません。

用意する物

マイナ保険証または資格確認書、受診票（7月にピンク色の封筒でご自宅に郵送しました）

※受診票をお持ちではない場合は、確認の上で再発行しますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

